地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第108条の規定に基づき、令和3年10月25日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を令和2年2月27日に決定し、継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 設置主体)株式会社 相 生 代表者)代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

3.30.71 - 3.30.411 - 3.30.4							
事業所の名称	ゆうなぎ九十九里						
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称:グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213						
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。						
所在地	〒283-0102千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333FAX0475(70)7335						
開設年月日 共同生活住居 利用定員	平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)						
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商 号)株式会社 相 生(かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712						

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場

令和3年10月25日13時30分から 当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 • 当町健康福祉課

・地域住民

・当町地域包括支援センター

ちどりの会

· 当町社会福祉協議会

(当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報(保険者、要介護度等)

2. 新型コロナウイルス感染症について

3. その他(千葉県:安全に配慮した面会室の整備事業に応募)

4. 次回運営推進会議の開催日程(開催見送り)

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者		大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計
人数	14	1	2	0	17
増減	1			-1	0

(1)死亡退去した入居者について

9月下旬、茂原市を保険者とする入居者1名が死亡、退去。平成26年1 0月入居。アルツハイマー型認知症を有していた。既往歴に前立腺がんが あって、その後の経過は良好であったが、数年前に当ホーム内において転 倒、大腿骨頸部骨折により、さんむ医療センターに入院、手術。手術は大 腿骨頭を人工骨頭に置き換える手術で、術後のリハビリテーションによっ てかなりの割合で自立方向が可能となるが、アルツハイマー型認知症のた めに奏功せず、また、術後すぐに、この人工骨頭周辺に細菌感染が見ら れ、1カ月程、感染症の治療のための入院となった。この間に、いわゆる ADL(移動・排泄・食事・更衣・洗面・入浴などの日常生活動作)の低 下が著しく、車いすとベッド上を主にする生活となった。

このことは、認知症を得ていると、そうではない場合に十分に回復可能な

機能が回復できないことを示しており、当ホームにおいて、転倒を完全に防ぐことは困難であるものの、転倒した際に受けるダメージをいかにコントロールできるかという命題を突き付けている。安易な話としては、転倒を予防するために、行動を抑制する方向に向きがちであるが、そうすると、当ホームのサービスである認知症対応型共同生活介護(俗称:グループホーム)において、その定義は「要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練(介護保険法第8条第20項)」の機能訓練、すなわち、事実上リハビリテーション、日常生活を通じたリハビリテーションを認知症であることを前提とした有効性のある入居者各人毎のきめ細かい施策が求められるところである。

しかし、この入居者に限って顧みると、自立度が高く、何でも自力でできることが多かったために、当ホームにおける日常の起居そのもの、日常生活を送るのに認知症故に不足するところを役職員が補うに過ぎなかった。よって、転倒と骨折後については、是とするものではないが、入院によるADLの低下と車いす、ベッド上での生活が主体となって以降は、ありていに言えば、徐々に花がしおれていくような、黄昏の時間をゆっくりと過ごしていたと総括している。

(2) 死亡退去した入居者の保険者について

私たちゆうなぎ九十九里が提供するサービスは、そのサービス事業所が存する市町村の長が指定する地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護(俗称:グループホーム)である。地域密着型サービスは、そのサービス事業所が存する市町村の被保険者(住民)でなければ利用できないとされているところ、その市町村の被保険者(住民)でなくとも利用することができることがある。その実際は個別具体的であるので省略するが、この死亡退去した入居者の場合は、当ホームを所管する当町と、この入居者の住まいがあった茂原市が協議し、茂原市が保険者として、当ホームに入居することとなった。

当初、この入居者の子とその配偶者が、当社の別の事業部門が管理する賃貸アパートに入居していて当社の役職員と顔見知りであった。この入居者が前立腺がんを得て入院、手術の後に、アルツハイマー型認知症を得ていることが分り、居宅サービスを受けて在宅にて生活を送っていたものの、アルツハイマー型認知症に起因するBPSD(行動・心理症状、認知症でも、比較的穏やかに過ごすことのできる場合もあるが、易怒的、妄想、幻覚、不眠、暴力、暴言、徘徊、介護の拒否、抑うつ、拒食等が見られる)が深刻となって、在宅生活の継続が困難となった。ちょうど、この入居者の子と配偶者に第一子が出生、介護と初産の育児が重なり、施設等入所(居)が喫緊の課題となったところ、当社の役職員が相談を受けた。

当社は当ホームが地域密着型サービスであることを説明し、グループホームを探すこと、また、他の施設も探すことを説明した。そうしたところ、この入居者の子は、現実に当ホームに入居をし、そのうえで住民票を当ホームに置けば何ら問題がないのではないかと、至極真っ当な見解を述べた。また、茂原市内で幾つかのグループホームを探索するに至ったが、自らの親を入れたいと思えるところがなく、また、空きがあったからといって、そこに入れなければ介護保険を使えない(算定できない、給付できない)とは、サービスを自由に選択することができるとする介護保険の趣旨とは全く異なると、当時の担当した居宅サービスのケアマネジャーと、茂原市の担当部署に憤慨していたのである。

しかし、介護保険が、市町村が策定する介護保険事業計画をもとに運営されている趣旨から鑑みると、当町に長年住み慣れた住民が認知症を得て当ホームに入居することを志向するのは、正に長年住み慣れた町で環境の激変緩和、交流のし易さ等にメリットを求めるからであって、この入居者の子が述べるようなことは、想定されていないと考えるべきである。また、一方で、制度設計として、この入居者の子が述べるように、現実に入居をして住民票を当ホームに置いてしまえば、介護保険が住民票と紐づいていることを鑑みると、特に当町がこの入居者に当ホームを利用した際の介護

保険を算定しない、給付しない等の個別具体的な措置を取らざれば、利用ができてしまう。

これらの問題は、他の入所施設系サービスにおいては、住所地特例※の適用があって、何ら問題とはならないが、グループホームの場合、一サービス事業者が最大2ユニット18名(例外として3ユニット、27名あり)と小規模なために、サービス事業所の存する住民の利用を優先する政策的見地から、グループホームは住所地特例の適用対象外となっていると考えられる。国の審議会等において、風光明媚で、リタイア後の第2の人生を過ごすに人気の町村等の長が、認知症を得て、そのまま当地で介護サービスを受けながら余生を過ごすのは自然なことで、グループホームにも住所地特例を適用してほしいと度々訴えていることが議事録から見て取れる。

※【住所地特例とは】

介護保険制度においては、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設(※2)に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所(居)前の住所地の区市町村(保険者)が実施する介護保険の被保険者になります。これを住所地特例といい、施設所在地の区市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度です。

(※2) 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)、特定施設 (有料老人ホーム、軽費老人ホーム、上記(1)(2)に該当するサービス付き高齢者向け住宅)、養護老人ホーム 引用:東京都福祉保健局WEBサイト

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/tekigou_tokutei/jyuusyotitokurei.html

以上のように、現実には、グループホームの趣旨もさることながら、施設が存する市町村の介護保険財政負担の問題が一番の障害であって、ありてい言えば、茂原市はこの入居者が当町の住民となる分には何ら問題はないが、当町からすると財政負担の問題を生じ得る。しかし、茂原市も当町と同じ立場になることもしばしばであるから、この入居者の子が茂原市の担当部署を訪ねた際には、恐らく、こと、グループホームの利用に際しては「サービスを自由に選択することができるとする介護保険の趣旨とは全く異なる」との印象を受けて憤慨し、居宅サービスを担当していたケアマネジャーは「とにかく、茂原市に住民票があるので、茂原市のグループホームしか利用できないことになっている」趣旨のことしか述べることができなかったと、この入居者の子は、当時、述懐していたのである。

結末は、当時、この入居者の子が長年支援をしていた地元選出の市会議員に相談をし、この議員が担当部署の長や幹部職員との面談をしたところ、この項、当初のとおり、茂原市がこの入居者につき当ホームの利用(入居)の介護保険を算定、給付することで、当町と協議調い、当ホームに入居することとなったのである。当時、茂原市は山武郡市圏域においては、隣接する大網白里市との間では、日常生活圏域も相互に重なり合うところもあることで、相互にグループホームを利用する被保険者を有していたが、当町とは有していなかった等の理由で、こうした形での入居には抑制的であったとの背景が見て取れた。また、現実に、この入居者の子は当町に就業先があり、グループホームの介護保険の趣旨である長年住み慣れたというところを解するには、より広範、広域、重層的に考える必要もあって、財政的な施策ともセットで考えていかなければならない問題であると、当社では考えている。

②要介護度等

前回当会議開催時とほぼ変化はない。これまでは、例えば新型コロナウイルス感染症流行下における外出制限、面会謝絶等にともなう交流機会や活動機会減少が、直ちに要介護度の重度化につながるとは考えていなかった。しかし、新規感染者数の増加が見られ、現状が既に常態化、長期化しており、あわせて何らかの施策を実施しなければ重度化は免れないのではないかとの懸念が深まりつつあり、社内で共有している。

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 本日10月25日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ② 7月、8月、千葉県が当ホームで、職員を対象とするPCR検査を実施した。検査日において陽性の者はなかった。なお、ダブルワーク等で重複することとなる数人の職員は受検しなかったが、いずれも陽性の報告は受けていない。※当社当ホーム僚施設たる、ゆうなぎ白子に所属する職員においては全員が受検し、同様、陽性の者はなかった。PCR検査はあくまで検査当日、受検した時点においての陽性か陰性かを判断するものであって、感染拡大防止に絶対の効果があるものではないが、継続した検査の実施を要望していく。
- ③ 当社としては、次のとおりに見解を述べ、また、社内の議論等を伝えたい。

【当社の見解】

- ④ 8月から10月にかけて、新規感染者数は減少傾向であり、緊急事態 宣言の終了も近いが、これまでの第1波から第5波までの経緯を鑑み るに、冬場に向けて、インフルエンザの流行とともに経験したことの ない複合的な感染症の流行を懸念している。
- ⑤ よって、当社当ホームとしては、依然としてこれまで採用してきた感 染予防策を講じるほかなく、事態を悲観的にとらえている。
- ⑥ 面会謝絶などの対外的なことについては、8頁のとおり、継続して実施する。

【社内における議論等】

⑦ これまでと継続して、今後、流行の状況いかんによっては、緩和する 方向でも検討したい。緩和する場合に社内で議論になり、未だ明確な 結論が出ていないが、面会者が2回目のワクチン接種後2週間を経過 し、かつ、ワクチン接種証明書の提示があれば、面会交流制限を緩和 し、流行前に復するべきというもの。

- ⑧ 実際に社会においては、ワクチン接種証明の提示が既定路線かとなりつつあり、諸外国を見ても、これが新常態になるのではないかというもので、ワクチン接種証明の提示は必須であるというもの。
- ⑨ 面会に関しては、事前に入居者の家族・親族、関係者の把握は容易であるから、ワクチン接種の有無をあらかじめ尋ね、そのうえで、面会の是非を決することにすればよいというもの。
- ⑩ 面会については、現実的な面会のみにあらず、LINEのビデオ電話 や Zoom による面会は既に行っているので、多様な面会があることを繰り返し周知していけばいいというもの。
- ① ワクチン接種後も無症状の感染もあり得ることから、これまでとおり、原則として面会謝絶を継続するというもの。

【面会謝絶を継続する件】

この件、令和2年11月19日新型コロナウイルス感染拡大にともなう面会謝 絶を発して以降、継続中(詳細は前回までの資料、当社WEBサイトを参 照)。

面会謝絶に関する事柄

- 1. 原則面会謝絶
- 2. 面会の要があるときは、電話、電子メールで事前に面会予約を要する
- 3. 面会時における人数制限を設け、1名のみ面会
- 4. 面会時における湯茶、菓子等の供応を停止
- 5. 書類、物品授受は、原則、郵送宅配便に限る

3. その他

千葉県の補助事業において、コロナウイルス感染症流行下における、安全に配慮 した面会室の整備事業に応募している。

4. 次回運営推進会議の開催日程 (開催見送り)

通常であれば、次回は12月27日(月)13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先 事業主体)株式会社 相 生 代表者)代表取締役 萩原 将之 電話 0475-36-5711